

「国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第十七号）」の概要

- 1 令和五年度税制改正等により、国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成二十八年国税庁告示第七号）の一部を改正するものである。
- 2 この告示は、令和五年四月一日から適用する。ただし、第五号の二を加える改正規定及び第八十二号を削る改正規定は、令和五年十月一日から適用する。